

會計法規集

〔最新版〕

中央經濟社編



會計法規集

〔最新版〕

中央經濟社編



中央經濟社

昭和五十七年十月二十日	昭和五十六年十一月十五日	昭和五十五年十二月十五日	昭和五十四年七月十三日	昭和五十二年七月十三日	昭和五十一年七月十三日
最新	新	新	改訂	新	初版
版	版	版	版	版	版
発行	発行	発行	発行	発行	発行

會計法規集《最新版》

編纂人 兼 渡辺 正一

製版・印刷 昭和工業写真印刷所

製本 関川 製本

* * *

株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一の三十一の二

電話・(293) 三三七一 (編集部)

振替口座・東京〇一八四三二

落丁本・乱丁本はお取替いたします。

ISBN 4-481-10046-X C 1034

序

企業の健全なる成長は、国民経済の繁栄につながる。一国の経済社会の発展をねがうためにも、個々の企業は、近代化された経営の諸制度のもとで正しく運営され、一般社会との意思疎通を円滑にし、発展していかなければならない。この経営近代化の基盤として、企業の成果を適正に把握し、生産活動を明らかにし、企業経営を安定成長の目的に指向する「企業会計原則」を中心とした一連の会計諸法規や指針は、あたかもわが国経済成長の年輪を示すかの如く制定されてきている。とくに、昭和五十六年には、会社の業務運営健全化のために、商法中、会社の機関、取締役会、監査制度、会社の計算・公開に関する規定等が大幅に改正され、五十七年四月には、商法の計算規定の解釈指針として重要な役割をもつ「企業会計原則」及び関連諸基準ならびに企業の経理実践と密接な関連をもつ「商法計算書類規則」の改正が行われた。さらに、同年九月二十一日には、これらの会計諸規則の改正を受けて「財務諸表等規則・同取扱要領」「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」「連結財務諸表規則」「中間財務諸表規則」等の改正が行われ、会計情報開示の拡充が図られている。

ここに編集した「会計法規集」は、右のごとく、経営の計算制度・開示制度の確立のために、大蔵省および法務省により制定された経済法規等、今日、重要と目される諸法令はこれを洩れなく収録し、体系的な整備を図ったものである。

すなわち本書では、会計諸則および諸法令を、大きく「会計諸基準編」、「商法編」、「証券取引法編」、「関連法規編」に区分収録し、より最新の資料を提供しうるように機動的な編集を行っている。

本書は、関連法令の新設・改廃に歩調を合わせ、今日まですでに数次の増補を重ねるとともに、さらに完璧を期すべく整備を加えているが、重要と目される法令については、新旧対照あるいは、法文中の引用条文に該当頭注を付すなど利用上の利便を図っている。

研究と実務の伴侶として、ますます広く利用されることを願ってやまない。

昭和五十七年十月

編
者

目次

会計諸基準編

企業会計原則 (新旧対照)

企業会計原則の設定について	一
企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について	一
企業会計原則の一部修正について	二
商法と企業会計原則との調整について	三
企業会計原則の一部修正について	四
企業会計原則の一部修正について	五
第一 一般原則	七
第二 損益計算書原則	八
第三 貸借対照表原則	一

企業会計原則注解 (改正前と対比)

1 重要性の原則の適用について	一九
1-1 重要な会計方針の開示について	二〇
1-2 重要な後発事象の開示について	二〇
1-3 重要な注記事項の記載方法について	二一
1-4 注記事項の記載方法について	二一
2 資本取引と損益取引との区別について	二二
3 継続性の原則について	二二
4 保守主義の原則について	二二
5 経過勘定項目について	二二
6 実現主義の適用について	二四
7 工事収益について	二五
8 製品等の製造原価について	二五
9 原価差額の処理について	二六
10 たな卸資産の評価損について	二七
11 内部利益とその除去の方法について	二七

企業会計原則注解 (改正前)

1 重要性の原則の適用について	一九
2 資本取引と損金取引との区別について	二一
3 継続性の原則について	二二
4 保守主義の原則について	二二
5 経過勘定項目について	二二
6 実現主義の適用について	二四
7 工事収益について	二五
8 製品等の製造原価について	二五
9 原価差額の処理について	二六
10 たな卸資産の評価損について	二七
11 内部利益とその除去の方法について	二七
12 特別損益項目について	二八
13 特別損益項目について	二八
14 特別損益項目について	二八
15 特別損益項目について	二八
16 特別損益項目について	二八
17 特別損益項目について	二八
18 特別損益項目について	二八
19 特別損益項目について	二八
20 特別損益項目について	二八
21 特別損益項目について	二八
22 特別損益項目について	二八
23 特別損益項目について	二八
24 特別損益項目について	二八
25 特別損益項目について	二八
26 特別損益項目について	二八
27 特別損益項目について	二八
28 特別損益項目について	二八
29 特別損益項目について	二八
30 特別損益項目について	二八
31 特別損益項目について	二八
32 特別損益項目について	二八
33 特別損益項目について	二八
34 特別損益項目について	二八
35 特別損益項目について	二八
36 特別損益項目について	二八
37 特別損益項目について	二八
38 特別損益項目について	二八
39 特別損益項目について	二八
40 特別損益項目について	二八
41 特別損益項目について	二八
42 特別損益項目について	二八
43 特別損益項目について	二八
44 特別損益項目について	二八
45 特別損益項目について	二八
46 特別損益項目について	二八
47 特別損益項目について	二八
48 特別損益項目について	二八
49 特別損益項目について	二八
50 特別損益項目について	二八
51 特別損益項目について	二八
52 特別損益項目について	二八
53 特別損益項目について	二八
54 特別損益項目について	二八
55 特別損益項目について	二八
56 特別損益項目について	二八
57 特別損益項目について	二八
58 特別損益項目について	二八
59 特別損益項目について	二八
60 特別損益項目について	二八
61 特別損益項目について	二八
62 特別損益項目について	二八
63 特別損益項目について	二八
64 特別損益項目について	二八
65 特別損益項目について	二八
66 特別損益項目について	二八
67 特別損益項目について	二八
68 特別損益項目について	二八
69 特別損益項目について	二八
70 特別損益項目について	二八
71 特別損益項目について	二八
72 特別損益項目について	二八
73 特別損益項目について	二八
74 特別損益項目について	二八
75 特別損益項目について	二八
76 特別損益項目について	二八
77 特別損益項目について	二八
78 特別損益項目について	二八
79 特別損益項目について	二八
80 特別損益項目について	二八
81 特別損益項目について	二八
82 特別損益項目について	二八
83 特別損益項目について	二八
84 特別損益項目について	二八
85 特別損益項目について	二八
86 特別損益項目について	二八
87 特別損益項目について	二八
88 特別損益項目について	二八
89 特別損益項目について	二八
90 特別損益項目について	二八
91 特別損益項目について	二八
92 特別損益項目について	二八
93 特別損益項目について	二八
94 特別損益項目について	二八
95 特別損益項目について	二八
96 特別損益項目について	二八
97 特別損益項目について	二八
98 特別損益項目について	二八
99 特別損益項目について	二八
100 特別損益項目について	二八

17	貸倒引当金又は減価償却累計額について	三一
18	引当金について	三一
19	剰余金について	三二
20	減価償却の方法について	三二
21	たな卸資産の貸借対照表価額について	三三
22	社債の貸借対照表価額について	三四
23	債権の貸借対照表価額について	三五
24	国庫補助金等によつて取得した資産について	三五
25	営業権について	三六

負債性引当金に係る企業会計原則注解の修正に関する解説
 索引針

引当金の部を存置しないことを可とする企業会計審議会
 意見の理由について

連結財務諸表原則

連結財務諸表の制度化に関する意見書

第一	連結財務諸表の目的	四二
第二	一般原則	四四
第三	一般基準	四四
第四	連結貸借対照表の作成基準	四五
第五	連結損益計算書の作成基準	四六
第六	連結剰余金計算書の作成基準	四七
第七	連結財務諸表の注記事項	四八

連結財務諸表原則注解

注解1	重要性の原則の適用について	四九
注解2	連結のための個別財務諸表の修正について	四九
注解3	議決権のある株式又は出資の実質的所有について	四九
注解4	小規模子会社の連結の範囲からの除外について	五〇
注解5	決算日の差異がある場合の取扱について	五〇
注解6	投資勘定と資本勘定の相殺消去について	五〇

外貨建取引等会計処理基準

外貨建取引等会計処理基準の設定について

一	外貨建取引	五六
二	在外支店の財務諸表項目	五七
三	在外子会社等の財務諸表項目	五八

外貨建取引等会計処理基準注解

注解1	外貨建取引の範囲について	五九
注解2	外貨建金銭債権債務について	五九
注解3	取引発生時の為替相場について	五九
注解4	決算時の為替相場について	五九
注解5	外貨建短期金銭債権債務及び外貨建長期金銭債権債務について	六〇
注解6	外貨建有価証券等に対する低価基準等の適用について	六〇
注解7	在外支店の外貨表示財務諸表項目の換算に対する決算日レート法の適用について	六〇
注解8	在外支店のたな卸資産に対する低価基準等の適用について	六〇
注解9	在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算に対する決算日レート法の適用について	六〇

企業会計上の個別問題に関する意見

△第二▽退職給与引当金の設定について……………六一

〔省略〕

△第一▽外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する意見（昭和四十二年五月二日企業会計審議会特別部

会第三小委員会中間報告）

△第三▽外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和四十六年九月

二十一日企業会計審議会報告）

△第四▽基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和四十六年十二月二十

四日企業会計審議会報告）

△第五▽現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和四十七年七月七日企業

会計審議会報告）

△第六▽外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和四十八年

三月二十九日企業会計審議会）

原価計算基準

原価計算基準の設定について……………六六

第一章 原価計算の目的と原価計算の一般的基準……………六七

第二章 実際原価の計算……………七一

第一節 製造原価要素の分類基準……………七一

第二節 原価の費目別計算……………七三

第三節 原価の部門別計算……………七五

六一

第四節 原価の製品別計算……………七六

第五節 販売費および一般管理費の計算……………八二

第三章 標準原価の計算……………八二

第四章 原価差異の算定および分析……………八四

第五章 原価差異の会計処理……………八六

監査基準・監査実施準則・監査報告準則

監査基準の設定について……………八七

監査実施準則の改訂について……………八八

監査基準及び監査報告準則の改訂について……………八九

監査実施準則及び監査報告準則の改訂について……………九〇

監査基準……………九〇

監査実施準則……………九一

監査報告準則……………九九

中間財務諸表作成基準・中間財務諸表監査基準

半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書……………一〇一

中間財務諸表作成基準……………一〇三

第一 一般原則……………一〇三

第二 作成基準……………一〇三

第三 中間財務諸表の表示……………一〇四

中間財務諸表監査基準……………一〇五

第一 中間財務諸表の監査手続……………一〇五

第二 中間財務諸表の監査意見

一〇六

商法と企業会計原則との調整に関する意見書

税法と企業会計原則との調整に関する意見書

総論

論

税法と企業会計原則との調整に関する意見書について

一一四

第一 租税目的のための会計原則の適用

一一五

一 発生主義の原則の適用

一一六

二 実現主義の原則の適用

一一八

三 費用収益対応の原則の適用

一一九

四 継続性の原則の適用

一二〇

第二 資本剰余金と利益剰余金との区分

一二〇

一 資本取引から生ずる剰余

一二一

各論

二 資本的資産の取引から生ずる利得

一二二

第一 損益の期間的割当の問題

一 未収収益

一二三

二 割賦販売収益

一二三

三 積送品販売収益

一二四

四 長期工事収益

一二四

五 臨時巨額の損失

一二五

六 貸倒準備金と貸倒引当金

一二五

七 棚卸手続と棚卸資産の評価

一二六

八 価格変動準備金

一二八

九 固定資産の減価償却

一二八

第二 資本剰余金の問題

一 株式額面超過金および無額面株の払込剰余金

一二八

二 固定資産再評価益

一二九

三 減資差益

一三〇

四 合併差益

一三〇

五 自己株式の買取差額および売却差額

一三一

六 国庫補助金（建設助成金）

一三二

七 工事負担金

一三四

八 保険差益

一三四

九 株主の贈与および債務免除益

一三五

税法と企業会計との調整に関する意見書

総論

論

税法と企業会計との調整に関する意見書について

一三七

一 税法における適正な企業経理の尊重

一三八

二 企業の会計実務における継続性の重視

一四〇

三 企業会計原則における問題

一四一

一 會計方法の選択の自主性	一四二
二 重要性の判断の弾力性	一四四
三 画一的基準の緩和	一四五
四 事実認定の自主性	一四六
五 表示上の調整	一四七

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書について	一四八
第一 財務諸表の体系について	一五〇
第二 財務諸表の様式について	一五三
第三 有形固定資産の減価償却について	一五六
企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四および第五について	一六五
第四 棚卸資産の評価について	一六五
第五 繰延資産について	一八三

企業内容開示制度における物価変動財務情報の開示に関する意見書

一 物価変動が企業会計に与える影響について	一九一
二 国際的動向について	一九二
三 物価変動に関する財務情報開示の今後の方向について	一九三
商法計算規定に関する意見書	一九六

商法編

商法（抄）

第一編 総則	一九九
第一章 法例	一九九
第二章 商人	一九九
第四章 商号	一九九
第五章 商業帳簿	二〇〇
第二編 会社	二〇〇
第一章 総則	二〇〇
第四章 株式会社	二〇一
第一節 設立	二〇一
第二節 株式	二〇五
第三節 会社ノ機関	二一一
第三節ノ二 新株ノ発行	二二一
第四節 会社ノ計算	二二四
第五節 社債	二三一
第六節 定款ノ変更	二三九
第六節ノ二 資本ノ減少	二四〇
第七節 会社ノ整理	二四一
第八節 解散	二四三
第九節 清算	二四六
第七章 罰則	二五一
附則	二五五

株式会社の監査等に関する商法の
特例に関する法律

第一章 総則	二六一
第二章 資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二百億 円以上の株式会社に關する特例	二六一
第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に關する特例	二六五
第四章 罰則	二六六
附則	二六七
株式会社の貸借対照表、損益計算書、營業 報告書及び附屬明細書に關する規則	

第一章 総則	二六九
第二章 貸借対照表	二七〇
第三章 損益計算書	二七三
第四章 營業報告書	二七三
第五章 附屬明細書	二七四
第六章 貸借対照表及び損益計算書の公告	二七五
附則	二七六
大会社の監査報告書に關する規則	二七六
大会社の株主總會の招集通知に添付す べき参考書類等に關する規則	二七八
株式会社の貸借対照表、損益計算書、 營業報告書及び附屬明細書に關する 規則の特例に關する省令	二八一

証券取引法編

証券取引法（抄）

第一章 総則	二八三
第二章 有価証券の募集又は売出しに關する届出	二八四
第二章の二 有価証券の公開買付けに關する届出	二八四
第三章 第七章 省略	二九二
第八章 雜則	二九四
第九章 罰則	二九七
附則	三〇二

証券取引法施行令（抄）

第一章 省略	
第二章 有価証券の募集又は売出しに關する届出	三〇五
第三章 有価証券の公開買付けに關する届出	三〇六
第四章 第五章 省略	
第六章 雜則	三〇九
附則	三〇九

有価証券の募集又は売出しの届出等
に關する省令（抄）

三一〇

財務諸表規則

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則）

第一章 総則	三二五
第二章 貸借対照表	三三三

財務諸表規則取扱要領

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第三章 損益計算書	三五八
第四章 削除	
第五章 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書	三六八
第六章 附属明細表	三七〇
第七章 外国会社の財務書類	三七六
附則	三七八
別記	三八二
様式	三八四
第一章 総則	三二五
第二章 貸借対照表	三三三
第三章 損益計算書	三五八
第四章 削除	
第五章 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書	三六八
第六章 附属明細表	三七〇
第七章 外国会社の財務書類	三七六
様式	三九〇

連結財務諸表規則

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則)

第一章 総則	三九七
第二章 連結貸借対照表の記載方法	四〇七
第三章 連結損益計算書の記載方法	四一八
第四章 連結剰余金計算書	四二五
附則	四二七

連結財務諸表規則取扱要領

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第一章 総則	三九七
第二章 連結貸借対照表の記載方法	四〇七
第三章 連結損益計算書の記載方法	四一八
第四章 連結剰余金計算書	四二五
第五章 雑則	四二七
様式	四三一

連結の範囲に関する重要性の原則
適用の監査上の取扱い

証券取引法における連結財務諸表の持分法の適用について

「証券取引法上の連結財務諸表の制度化について」の一部改正について

中間財務諸表規則

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則)

第一章 総則	四四三
第二章 中間貸借対照表の記載方法	四四七
第三章 中間損益計算書の記載方法	四五三
第四章 外国会社の中間財務書類	四五九
附則	四六一

中間財務諸表規則取扱要領

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第一章 総則	四四三
第二章 中間貸借対照表の記載方法	四四七
第三章 中間損益計算書の記載方法	四五三
第四章 外国会社の中間財務書類様式	四五九
	四六四

財務諸表等の監査証明に関する省令

四六六

財務諸表等の監査証明に関する省令
取扱通達

四七二

関連法規編

公認会計士法

第一章 総則	四八五
第二章 公認会計士試験	四八六
第三章 登録	四八八
第四章 公認会計士及び会計士補の義務	四八九
第五章 公認会計士及び会計士補の責任	四九〇
第五章の二 監査法人	四九一
第六章 公認会計士審査会	四九四
第六章の二 日本公認会計士協会	四九五
第七章 雑則	四九七
第八章 罰則	四九七

附則

四九八

公認会計士法施行令

五〇一

監査法人に関する省令

五〇五

公認会計士等に係る利害関係に関する省令

五〇七

公認会計士試験規則

第一章 通則	五〇八
第二章 第一次試験	五〇八
第三章 第二次試験	五〇八
第四章 第三次試験	五〇九
様式	五一〇

税理士法

第一章 総則	五一二
第二章 税理士試験	五一四
第三章 登録	五一七
第四章 税理士の権利及び義務	五二〇
第五章 税理士の責任	五二二
第五章の二 税理士審査会	五二三
第六章 税理士会及び日本税理士会連合会	五二三
第七章 雑則	五二六
第八章 罰則	五二八
附則	五二八

企業会計原則・法令等項目別対照索引

五三七

企業会計原則・企業会計原則 注解

企業会計原則の設定について

(昭和二十四年七月九日)
(経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告)

一 我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速かに改められなければならない。

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

仍つて、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。

二 一 企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであつて、必ずしも法令によつて強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに當つて従わなければならない基準である。

2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基づき財務諸表の監査をなす場合において従わ

財務諸表
の体系

財務諸表
準則

なければならない基準となる。

3 企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

三 企業会計原則に従つて作成される財務諸表の体系は、次の通りである。

損益計算書

剰余金計算書

剰余金処分計算書

貸借対照表

財務諸表付属明細表

(注) 現行商法の規定に基づき、財産目録を作成する必要がある場合は、この原則に準じて作成するものとする。

四 財務諸表準則は、企業会計原則を適用した場合における財務諸表の標準様式及び作成方法を定めたものである。

企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について

(昭和二十九年七月十四日)
(大蔵省企業会計審議会中間報告)

一 企業会計原則及び財務諸表準則が中間報告として昭和二十四年七月公表されて以来、公認会計士制度並びに証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まつて、我が国の企業会計が画期的改善の緒につくに至つたことは周知のとおりである。この中間報告の公表に際し、将来税法及び商法の改正にあたり、企業会計原則が尊重されるように要望したのであるが、昭和二十五年の改正法人税法並びに昭和二十六年の改正商法

の規定には、企業会計原則の趣旨が相当程度反映されるに至った。しかしながら商法及び税法の改正の結果、企業会計原則及び財務諸表準則自体においても、部分的修正を要する個所を生じ、特に用語の不適當な点、字句の不統一な点等については、これを是正する必要があるに至ったので、本審議會はこれらの点に関する調査審議の結果をここに中間報告として公表することとしたのである。

二 企業会計原則及び財務諸表準則の制定に関しては、その全体系を網羅的に簡潔に叙述することを主眼としたため、その定義、注解等は一切これを付さない建前をとつたのである。しかし企業会計原則及び財務諸表準則のなかの重要な項目について、その意義、適用の範囲等に関し、解釈上疑義のある点が少くないので、今回これらの解釈を明らかにするため、本審議會は主要項目十八を採り上げ、これに対する注解を付し、企業会計原則注解としてあわせて公表することとしたのである。

なお、この注解は、本審議會が調査審議の結果採用した暫定的な結論であるから、今後の慎重な研究にまづ更に補足修正するとともに、製造原価報告書の様式その他の重要項目に関する見解を随時公表し、江湖の批判を仰ぐ予定である。

企業会計原則の一部修正について

(昭和三十八年十一月五日
企業会計審議會)

昭和二十四年七月に「企業会計原則」が公表されて以来、本審議會は、「監査基準」、「商法と企業会計原則との調整に關

する意見書」、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第一ないし第五、ならびに「原価計算基準」を公表して、企業会計制度の改善統一のための基礎を確立することにとめてきた。

会計原則は会計処理の妥当性に関する規範であるから、商法の計算規定および税法における課税所得の算定に関する諸規定と密接な関連をもっているが、商法は債権者保護その他の見地から、法的に必要な範囲において会計に関する諸規定を設け、また、税法は課税所得の決定に関する根拠を明らかにするため会計諸基準について種々の規定を設けている。従つて、会計原則は法的規範たるこれらの諸規定とは立場を異にするが、基本的にはその間に一致点が見い出されなければならないものである。当初企業会計原則を設定するに当たり、企業会計原則は企業会計に關係ある諸法令が将来において制定改廢される場合に、尊重されなければならない旨を要望し、さらに前述の意見書を公表したゆえんである。

このような要望が反映して、昭和二十五年に法人税法および商法の改正が行なわれ、さらに昭和三十七年四月に企業会計原則を大幅に取り入れた商法の改正が行なわれ昭和三十八年四月一日から実施されるにいたつた。しかし商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているため、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならないことになったのである。

今回の企業会計原則の一部修正は、右の理由によると同時に、公認会計士に財務諸表監査の根拠を与え、また改正をせまれている証券取引法に基づく財務諸表規則の改正に資料を提供するため、改正商法の計算規定の改正に対応して改正すること

主眼とした。なお、できるだけ原価計算基準等を反映することにもつとめたけれども、会計原則自体の内部的な理由に基づく根本的改正は、将来にゆずるほかなかったのである。財務諸表基準の改正を延期したのも、今回の改正が応急的なものにすぎないという事情によるものである。

(付記)

昭和二十四年公表の企業会計原則の前文「企業会計原則の設定について」のうち、財務諸表の体系における剰余金計算書は、利益剰余金計算書と読みかえるものとし、財産目録に関する付記は削除することとする。

商法と企業会計原則との調整について

(昭和四十四年十二月十六日
大蔵省企業会計審議会報告)

一 先般、法制審議会商法部会から公表された「株式会社監査制度改正要綱案」は、職業的専門家としての公認会計士による監査を商法にとり入れることを改正の主眼の一つとしている。本審議会としても、わが国企業経理の健全化のための方策としてこの制度が早期に実現されることを期待している。

二 「株式会社監査制度改正要綱案」による監査制度の円滑な実施を確保するためには、商法と証券取引法との会計基準を一致させることにより、両監査の実質的な一元化を図ることが緊要である。このため、本審議会は、本年二月以来、商法の計算規定と企業会計原則との調整問題について鋭意審議を進めてきたが、今般、別添のような企業会計原則の修正案を

とりまとめるに至った。

三 企業会計原則は、本来、関係法令の将来の改廃に際して提言するための根拠となるべきものであるが、今回の調整に当たっては、商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした。これにより両者の間に残されている相違点は「掃されることになったが、下記の諸点については、商法において所要の措置がとられることを考慮して企業会計原則修正案をとりまとめた。今後、関係方面においてこの修正案の趣旨を尊重し、格別の配慮がなされることを期待したい。

記

一 商法と証券取引法における会計基準が一致し、同一の会計基準に従って監査が行なわれることを明確にするための規定を商法に置くこと。

「理由」 企業会計原則は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」であるから、商法の計算規定の解釈指針となるべきものであり、証券取引法上の監査においてもこの指針に基づいて取り扱われるものである。

しかしながら、商法と企業会計原則とのこのような関係が一般に必ずしも明確に理解されていない現状のもとでは、商法の監査制度に公認会計士監査をとり入れた場合には、掘るべき会計基準を巡って無用の混乱を生ずるおそれがある。

したがって、商法上の監査と証券取引法上の監査を一

元化し、その円滑な実施を図るためには、商法と証券取引法との会計基準が一致し、同一の会計基準に従って監査が行なわれることを明確にする規定を商法に置く必要がある。

二 商法の計算規定において、従属会社株式については、低価法の適用を認めないこととする。

「理由」 投資有価証券は、投資目的で長期にわたって保有される資産であるから、換金処分を予定する一時所有の有価証券のように時価を考慮した貸借対照表価額を付することは妥当でなく、かえって企業の財政状態及び経営成績の適正な表示を妨げる結果となる。したがって、投資有価証券については、取引所の相場のあるものであっても、低価法の適用を認めるべきではない。

商法としては、従来、投資有価証券の範囲が必ずしも明確でないという理由から、有価証券の評価方法を取引所の相場の有無によつて区別している。今回の修正案においては、投資有価証券一般については商法の修正案に取り扱うこととしたが、このうち従属会社株式は、支配従属関係を維持するための典型的な投資有価証券であり、かつ、そのことが外形上も明確であるので、投資有価証券本来の評価原則を適用し、低価法を認めないこととした。「株式会社監査制度改正要綱案」において支配従属会社の範囲を明確に定義したこととの関連においても、商法として所要の措置をとるべきであると考えられる。

三 企業会計原則修正案の趣旨にそい、法務省令「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」及び大蔵省令「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を修正し、両者の一致を図ること。

「理由」 商法上の監査と証券取引法上の監査との一元化のためには、両者の会計処理の基準のみでなく、財務諸表表示の基準についても一致を図る必要がある。

企業会計原則の一部修正について

(昭和四十九年八月三十日
企業会計審議会)

一 「企業会計原則」は、昭和二十四年七月に、わが国の企業会計制度の改善統一のための基礎を与えることを目的として公表され、その前文において、将来、企業会計に關係ある諸法令が制定改廃される場合において「企業会計原則」が尊重されるよう要望していた。以来、「企業会計原則」の趣旨は、商法における計算規定及び税法における課税所得の計算に関する規定に逐次反映されてきたところである。

また、同じくその前文において、「企業会計原則」は公認会計士が財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となるべきことを述べているが、証券取引法に基づく財務諸表の監査においては、当初から「企業会計原則」がその公正妥当な基準として実質的に機能してきており、「企業会計原則」に基づいて意見の表明を行うという公認会計士監査の実務は既に定着しているところである。

二 昭和四十九年四月二日に公布された商法の改正により、商法第三十二条第二項に「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という規定が設けられるとともに、大会社に対する公認会計士監査が実施されることとなった。このため、公正なる会計慣行を要約したも